

## 入猟者の皆様への重要なお願い

占冠村猟区管理者  
占冠村長 田中 正治

占冠村猟区に入猟される皆様の成果のある狩猟のために、下記のことを守っていただきますようスタッフ一同お願い申し上げます。

### ～入猟前～

- 入猟前に必ず、射撃場でサイトの調整をしてください。
- ライフル銃では100m～150m、散弾銃では50～100mの範囲でゼロ・インを行ってください。占冠村では、100m～200mでの射程が多いです。また、可能であれば、猟場で想定される立射・座射・伏射の練習を行ってください。
- バイポット・三脚・ステッキ等、銃を委託できるものをご用意ください。また、射撃場で練習の際にも、ご自身ものを使用してください。
- 射撃練習の際には、実際に占冠村猟区で使用する弾を使用してください。異なる弾は着弾も変わります。なお、北海道ではすべての狩猟鳥獣に対してライフル弾及び7mm以上の散弾について特定鉛弾の使用は禁止されています。

### ～入猟中～

- ガイド車両に乗車する前に必ず脱砲の有無を確認してください。
- 道路上及び車内では常に銃にカバーを掛けてください。
- 発砲の際は、道路外であることを確認してから発砲してください。
- 銃口は、薬室や弾倉に実包が入っていても絶対に人に向けないでください。
- 出猟時および休憩時の飲酒は射撃の正確性、安全性に影響を与えますのでお控えください。
- シカを半矢にしてしまった場合は可能な限り探索をしていただきます。
- 遠距離もしくは走っているシカは基本的に撃たないでください。(半矢にした個体を探索するよりも、他の捕獲機会を探す方が効率的です。また、やみくもに矢をかけることで、過度に警戒する個体を増やしてしまいます。
- ガイドに指示には必ず従ってください。

※占冠村猟区管理規程第21条（退猟の命令等）

猟区管理者及び猟区主任は、入猟者が法の規定に違反する行為をしたときは、当該入猟者に退猟を命ずるとともに、直ちに北海道知事及び富良野警察署長に届け出なければならない。

上記のことを守っていただき、安全で快適なハンティングを楽しみましょう。